

山口県特定給食施設等指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第18条第1項第2号、同項第3号及び第22条に基づく、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設（以下「給食施設」という。）に対する栄養管理の実施に関する指導及び支援について、山口県健康増進法施行細則（平成15年規則第65号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 納食施設とは、学校、病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設、事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊、一般給食センター、その他をいい、「特定給食施設」、「その他給食施設」に区分する。

- 2 「特定給食施設」とは、法第20条第1項に規定される1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。
- 3 「その他給食施設」とは、前項に規定する特定給食施設以外の施設であって、1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設とする。

ただし、1回50食未満又は1日100食未満の食事を供給する施設であっても、栄養管理の必要性が高い施設については、指導・支援の対象とする。

(届出)

第3条 法第20条の規定に基づく「特定給食施設」の届出については、施行細則第3条により行うものとし、「その他給食施設」の届出も、これに準ずるものとする。

(栄養管理の実施に関する指導及び支援)

- 第4条 その他給食施設の設置者は、施行規則第9条の栄養管理の基準に準じて栄養管理を実施するように努めるものとする。
- 2 管轄保健所長は、その他給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施に関し必要があると認めた場合は、適切な指導及び支援を行うものとする。

(報告書)

- 第5条 保健所長は、当該管内に所在地がある給食施設の管理者に対し、別途山口県特定給食施設等指導実施要領に定める特定給食施設等栄養管理状況報告書の提出を求めるものとする。
- 2 保健所長は、給食施設の適正な栄養管理のために必要があると認めた場合は、給食施設の管理者に対して、報告書の提出を求めることができる。

附則

- 1 この要綱は、平成27年3月30日から施行する。